

認定通知後の事務手続きの流れ

地方公務員災害補償基金山形県支部

| こんなときには | このような手続きが必要になります |
|----------------------------------|--|
| 1 認定通知書を受け取ったら | ◆認定通知書と一緒に送付される「災害補償のしおり」、「補償の案内」をよくお読みになり、補償の内容及び請求手続きについて確認して下さい。 |
| 2 医療機関を受診したら | <p>◆認定通知があり次第、次の区分に従った療養補償請求の手続きを取ってください。なお、認定通知書を受け取ったとき、すでに治癒し医療機関の受診が終了している場合であっても、すみやかに同様の手続きを取ってください。</p> <p>(1) 指定医療機関を受診している場合 医療機関が基金に直接診療費を請求しますので、補償の案内に添付している「療養の給付請求書」（様式第5号）に必要事項を記入のうえ、医療機関に提出してください。 医療機関を変更しない限り、初回のみ提出となります。</p> <p>(2) 指定医療機関以外の医療機関を受診している場合 原則として受領委任の方法で療養補償を実施しますので、補償の案内に添付している記載例を参照し「療養補償請求書」（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、医療機関に提出してください。柔道整復師の治療を受けている場合は、「施術費明細書」（様式第6号6号紙）も一緒に提出してください。 療養補償は診療月ごとに実施しますので、療養補償請求書は必要な枚数をコピーし、毎月医療機関に提出してください。</p> <p>(3) 薬局で投薬を受けている場合 指定医療機関以外の医療機関を受診している場合と同様の手続きになりますが、療養補償請求書と一緒に「調剤費請求明細」（様式第6号3号紙）も提出してください。</p> |
| 3 治療材料や補装具（コルセット）を自己負担したら | ◆治療材料等の費用を自己負担した場合は、補償の案内に添付している記載例を参照し「療養補償請求書」（様式第6号）に必要事項を記入のうえ「治療材料証明※主治医が作成」（様式第6号5号紙）、領収書（原本に限る。）も一緒に提出してください。 |
| 4 療養上の必要により受診医療機関を変更する必要があるが生じたら | ◆療養上の必要があって医師の紹介により転医する場合など、受診医療機関を変更する場合は、「転医報告書」（地基山形様式第10号）を基金支部に提出してください。なお、転医には一定の条件が必要となりますので、詳しくは「補償の案内」をご覧ください、ご不明な点は基金支部にお問い合わせください。 |
| 5 傷病が治ったら | ◆療養の経過により傷病が治癒した（症状が固定した）と認められるときには、「治癒届」（地基山形様式第11号）を基金支部に提出してください。治癒の時期の判断は、主治医と十分に話し合っただけで決定していただきますが、医師の診断書は必要ありません。（治癒届にかかる文書料はお支払できませんので御留意ください。） |
| 6 相手方のある災害で示談を締結することになったら | ◆交通事故や犬咬傷の場合など、相手方のある災害で認定を受け示談を締結しようとするときは、示談の内容についてあらかじめ基金支部に相談してください。また、示談を締結したら、「第三者加害行為結果報告書」（地基山形様式第5号の2）に示談書の写しを添付して基金支部に提出してください。 |